

自動販売機設置事業者募集要項

千葉県文化振興課が行う自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、次の各事項をご確認の上、お申込みください。

1 入札物件

(1) 千葉市民会館、千葉市若葉文化ホール、千葉市美術館、千葉市民ギャラリー・いなげ

| 物件 No. | 自販機 No. | 所在地 設置場所 | 貸付面積 (※1) | 販売品目 | 最低価格 (月額・税抜) | 年間売上本数 (※2) |
|--------|---------|-----------------------------------------------|--------------------|-------|-------------------|----------------|
| 1 | 1 | 千葉市中央区要町1-1 千葉市民会館 1階ラウンジ | 1.6 m ² | 清涼飲料水 | 24,000 円 (8台分) | 6,927 本 |
| | 2 | 千葉市中央区要町1-1 千葉市民会館 1階ラウンジ | 1.6 m ² | 清涼飲料水 | | 6,194 本 |
| | 3 | 千葉市中央区要町1-1 千葉市民会館 2階大ホールホワイエ | 1.6 m ² | 清涼飲料水 | | — |
| | 4 | 千葉市中央区要町1-1 千葉市民会館 3階給湯室 | 1.6 m ² | 清涼飲料水 | | 1,585 本 |
| | 5 | 千葉市若葉区千城台西2-1-1 千葉市若葉文化ホール 1階ホールホワイエ | 1.8 m ² | 清涼飲料水 | | 2,953 本 |
| | 6 | 千葉市中央区中央3-10-8 千葉市美術館 10階通路 | 1.4 m ² | 清涼飲料水 | | 1,874 本 |
| | 7 | 千葉市中央区中央3-10-8 千葉市美術館 地下2階駐車場エレベーターホール入口脇 | 1.2 m ² | 清涼飲料水 | | 1,042 本 |
| | 8 | 千葉市稲毛区稲毛1-8-35 千葉市民ギャラリー・いなげ ギャラリー棟入口付近 | 1.1 m ² | 清涼飲料水 | | 729 本 |

※1 貸付面積には、空缶等回収ボックス、転倒防止器具、電源接続部分及び放熱スペースを含みません。

※2 年間売上本数は令和6年度の売上本数(実績)であり、今後における自動販売機の売上本数を保証するものではありません。なお、自販機 No.3 については、新規に設置するものであるため、売上の実績はありません。

※3 自販機 No.5 を設置する若葉文化ホールでは、令和9年度の前半に4か月程度、LED 化工事に伴

い施設の利用を休止する予定です。休館中における自動販売機の取扱いにつきましては、改めて、市と設置事業者間での協議により定めるところとします。

- ※4 自販機 No.7については、コンセントから自動販売機設置まで距離があるので、通行の妨げにならないように配線を行うこと。
- ※5 自動販売機 No.6,7 を設置する千葉県美術館について、本契約期間中に最大2年6か月程度の休館を伴う大規模改修工事を予定しております。休館中における自動販売機の取扱いにつきましては、改めて、市と設置事業者間での協議により定めるところとします。

(2) 千葉県文化センター、千葉県美浜文化ホール

| 物件 No. | 自販機 No. | 所在地 設置場所 | 貸付面積 (※1) | 販売品目 | 最低価格 (月額・税抜) | 年間売上本数 (※2) |
|--------|---------|----------------------------------------------|--------------------|-------|-------------------|----------------|
| 2 | 1 | 千葉県中央区中央2-5-1 千葉県文化センター 3階アートホールホワイエ | 1.8 m ² | 清涼飲料水 | 21,000 円 (7台分) | 2,466 本 |
| | 2 | 千葉県中央区中央2-5-1 千葉県文化センター 3階アートホールホワイエ | 1.8 m ² | 清涼飲料水 | | 3,233 本 |
| | 3 | 千葉県中央区中央2-5-1 千葉県文化センター 5階第1リハーサル室前 | 1.4 m ² | 清涼飲料水 | | 2,411 本 |
| | 4 | 千葉県中央区中央2-5-1 千葉県文化センター 9階エレベーターホール前 | 1.4 m ² | 清涼飲料水 | | 3,242 本 |
| | 5 | 千葉県美浜区真砂5-15-2 千葉県美浜文化ホール 1階メインホールホワイエ | 1.4 m ² | 清涼飲料水 | | 4,342 本 |
| | 6 | 千葉県美浜区真砂5-15-2 千葉県美浜文化ホール 1階メインホールホワイエ | 1.4 m ² | 清涼飲料水 | | 4,042 本 |
| | 7 | 千葉県美浜区真砂5-15-2 千葉県美浜文化ホール 2階音楽ホールホワイエ | 1.2 m ² | 清涼飲料水 | | 3,609 本 |

- ※1 貸付面積には、空缶等回収ボックス、転倒防止器具、電源接続部分及び放熱スペースを含みません。
- ※2 年間売上本数は令和6年度の売上本数(実績)であり、今後における自動販売機の売上本数を保証するものではありません。

- ※3 自動販売機 No.5,6,7 を設置する千葉市美浜文化ホールについて、本契約期間中に最大1年程度の休館を伴う大規模改修工事を予定しております。休館中における自動販売機の取扱いにつきましては、改めて、市と設置事業者間での協議により定めるところとします。

2 日程

日程は、次のとおりです。

| 項目 | 日程 | |
|----------------|-------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 入札参加 申込受付期間 | 令和8年2月17日（火）から令和8年2月27日（金）まで （閉庁日除く、午前9時～正午・午後1時～午後5時まで） | |
| 入札日時及び場 所 | 物件No.1 | 令和8年3月6日（金）13時30分～ |
| | 物件No.2 | 令和8年3月6日（金）14時00分～ |
| | 場所 | 千葉市役所 高層棟10階 M会議室1001 （千葉市中央区千葉港1-1） |
| 契約の締結期限 | 令和8年3月31日（火） ※契約保証金を契約締結と同時に納入していただきます。 | |

3 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる全ての条件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 自動販売機の設置業務について3年以上の実績を有している者であること。
- (3) 法人市民税又は個人市民税の未納がないこと。
- (4) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の許可等を有していること。
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- (6) 千葉市管財課が作成する「自動販売機設置に係る入札参加資格喪失事業者一覧」に掲載されていないこと。
- (7) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等の規定に抵触する行為は行っていないこと。
- (8) 千葉市入札契約に係る暴力団対策措置要綱に規定する措置要件に該当していないこと。

4 契約上の条件等

(1) 貸付契約の内容

この貸付契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定による貸付け（賃貸借契約）です。

(2) 貸付期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）とし、更新はできないものとします。

(3) 貸付料等

ア 貸付料

千葉市が設定する最低価格以上で、最高入札価格をもって貸付料（月額）とします。

貸付料は別途発行する納入通知書により、年度ごとに指定期日までに納入してください。また、既に納付した貸付料は返還しません。

イ 必要経費等

自動販売機の維持管理に必要とする経費及び工事等による移設、撤去並びに再設置に係る経費は設置事業者の負担とします。電気料は本市若しくは指定管理者が指定する方法により、指定期日までに納入してください。

ウ 遅延損害金

納入通知書により指定期日までに支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、年14.6%の割合を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を加算して支払わなければなりません。

(4) 使用上の制限

次のことを遵守してください。

- ア 貸付物件を自動販売機設置業務以外の用途に供してはならないこと。
- イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならないこと。
- ウ 販売品目は、メーカー希望小売価格より高い価格で販売しないこと。
- エ 次に示す販売品目の条件を満たすこと。

【物件 No.1】

| 自販機 No. | 販売品目の条件 |
|---------|------------------------------------------------------------------------------|
| 1～8 | 清涼飲料水 (缶、瓶、ペットボトル※のいずれか) ※ペットボトルは環境に配慮した商品であること。 ※ペットボトルは可能な限り少なくすること。 |

【物件 No.2】

| 自販機 No. | 販売品目の条件 |
|---------|------------------------------------------------------------------------------|
| 1～7 | 清涼飲料水 (缶、瓶、ペットボトル※のいずれか) ※ペットボトルは環境に配慮した商品であること。 ※ペットボトルは可能な限り少なくすること。 |

(5) 自動販売機の仕様等

設置する自動販売機は、次に掲げる条件を満たした仕様としてください。

- ア 冷媒及び断熱材発泡剤に、オゾン層を破壊する物質及びハイドロフルオロカーボン（いわゆる代替フロン）を使用していないこと。
- イ 環境配慮設計がなされていること。
- ウ 使用済自動販売機の回収システムがあり、リサイクルされない部分については適正処理されるシステムがあること。
- エ 災害時に自動販売機内の飲料水等を設置事業者の負担により無償で提供できるものであること
※物件 No.1 の自販機 No.1、No.2、No.3、No.4 の4台について災害対応にする。
- オ 障害者等の利用にも十分配慮したユニバーサルデザイン仕様のものであること。ただし、物件 No.1 の自動販売機 No.3 については、この限りではない。

※ユニバーサルデザインの自動販売機とは商品選択ボタン・取出口・コイン投入口・つり銭返却口等の各部の機能・配置など障害者・高齢者・子ども等あらゆる方に利用しやすいように開発された自動販売機

カ 交通系 IC を含む複数の電子マネー決済に対応していること。

※電子マネーの種類について、施設利用者の利便性を考慮したうえで設置事業者が検討すること

※設置場所については、「1 入札物件」を参照すること。また、2 台のうち1 台を電子マネー決済対応にする場所については、市及び施設管理者と協議すること。

※物件 No.1 の自動販売機 No.7 については、通信環境が悪い箇所に設置することとなるため、電子マネー決済未対応の自動販売機の設置とする。

(6) 維持管理責任

次のことを遵守してください。

ア 自動販売機の維持管理については、設置事業者が行い、常に商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

イ 自動販売機に併設して、原則として自動販売機 1 台に 1 個の割合で回収ボックスを設置するとともに、設置事業者の責任で適切に回収・処分すること。

ウ 自動販売機の設置にあたっては、転倒防止など、安全に十分配慮すること。

エ 自動販売機の故障、問合せ及び苦情については設置事業者の責任において速やかに対応するとともに、自動販売機本体に故障時の連絡先を明記すること。

オ 自動販売機の使用電気量を計測するための子メーターについて、千葉市と協議のうえ、設置事業者の負担にて設置を行うこと。

カ 自動販売機の機種交換や子メーターの交換を行う場合は、あらかじめ市に申し出た上で、市の承認を受けること。

ク 市及び施設管理者は、それらの責によることが明らかな場合を除き、当該自動販売機に係る盗難事故や破損事故に関しては、その一切の責任を負わないこととする。また、自動販売機が毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧すること。

ケ 市から自動販売機の調査、報告若しくは資料提出の依頼があった場合において、その調査を拒み、妨げ、報告又は資料の提出を怠ってはならないこと。

(7) 原状回復

原則、設置事業者は、貸付期間が満了する日までに原状回復をしてください。

5 入札申込手続

(1) 申込方法

申込受付期間内に、必要な書類を郵送又は持参してください。

なお、郵送の場合は、受付済みの申込書の写しを返信しますので、返信用の切手（110円分）を貼付し、宛名を明記した返信用封筒を同封してください。

▽申込受付期間

令和8年2月17日（火）～令和8年2月27日（金）

（郵送の場合は2月27日消印有効とし、持参の場合は日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時

～正午・午後1時～午後5時の間の提出とする。)

※ 電話、FAX、Eメール等による受付は行いません。

提出先 〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所本庁舎高層棟8階

千葉市市民局生活文化スポーツ部文化振興課 管理班 宛

(2) 必要な書類 (各1部)

ア 入札参加申込書 (物件No.ごとに1部提出してください。)

イ 法人登記簿 (履歴事項全部証明書) ※法人の場合

ウ 3-(3)に係る法人市民税又は個人市民税の納税証明書

エ 3-(4)に係る許認可等に係る許可書等の写し

※イ及びウの証明書については、いずれも発行後3か月以内のものを提出してください。

6 入札の手続

(1) 入札方法

ア 入札は令和8年3月6日(金)に千葉市役所高層棟10階M会議室1001で行います。

イ 入札書に記載する入札金額は、「**1か月の貸付料(税抜)の金額**」を記載してください。

※ 契約金額は、これに消費税及び地方消費税相当額を加算した額となります。

ウ 代理人の方が入札される場合は、委任状が必要になります。

エ 投函した入札書の書換え、引換え又は撤回はできませんので、十分ご注意ください。

オ 入札書は当日持参してください。郵送による入札は受け付けません。

(2) 入札時に持参する書類

ア 入札参加申込書の写し

イ 入札書

ウ 委任状 (代理人の方が入札される場合)

エ 誓約書

オ 入札価格における各自動販売機の内訳書

(3) 入札保証金

入札保証金の納付は免除しますが、落札者が正当な理由なく契約を締結しない場合には、(落札額に消費税及び地方消費税を加算した額×契約期間月数)の100分の3の金額を違約金としていただきます。

7 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

(1) 入札に参加する資格のない事業者の入札

(2) 記名押印を欠く入札

(3) 誤字または脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(4) 明らかに連合であると認められる入札

- (5) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2通以上の代理をした者の入札
- (6) 内訳書及び誓約書の提出を求めている入札において、その提出がない入札
- (7) 入札に関し、不正行為があった場合の入札
- (8) 最低価格（月額）に達しない金額を記載した入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

8 落札者の決定等

- (1) 落札者は、最低価格以上をもって有効な入札を行った者のうち最高価格の入札を行った方とします。
- (2) 落札者となるべき方が2人以上いるときは、直ちに「くじ」によって落札者を決定します。
- (3) 入札終了後、契約締結の手續に入ります。
- (4) 三回の入札で落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないときは、地方自治法施行令に基づき、随意契約へ移行することがあります。
- (5) 落札者が正当な理由なく契約を締結しないときは、その事実があった日から1年間において、自動販売機設置事業者の募集に関する入札には参加できなくなります。

9 契約保証金

- (1) 本件契約締結と同時に契約保証金として（落札額に消費税及び地方消費税を加算した額×契約期間月数）の10分の1以上の額を納入してください。
- (2) 契約保証金は、貸付料の納入が遅延した場合においてこれを充当するほか、貸付けに伴う一切の損害賠償に充当します。
- (3) 契約保証金は本件契約期間が満了したとき、貸付物件の原状回復を確認後、借受人（落札者）の請求に基づき利息を付さずに返還します。
- (4) 借受人（落札者）が本件契約上の義務を履行しないときは、千葉市は本件契約を解除します。この場合、納入された契約保証金は千葉市に帰属することになります。

10 その他

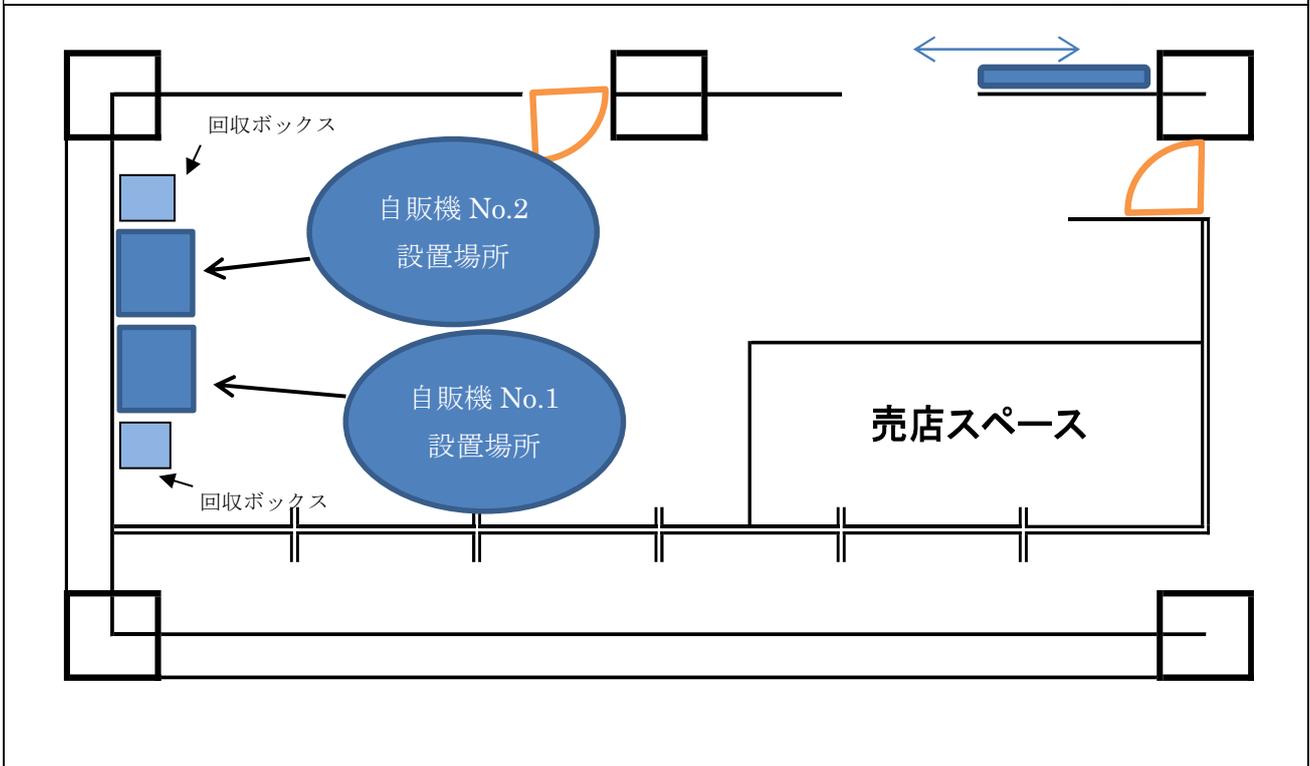
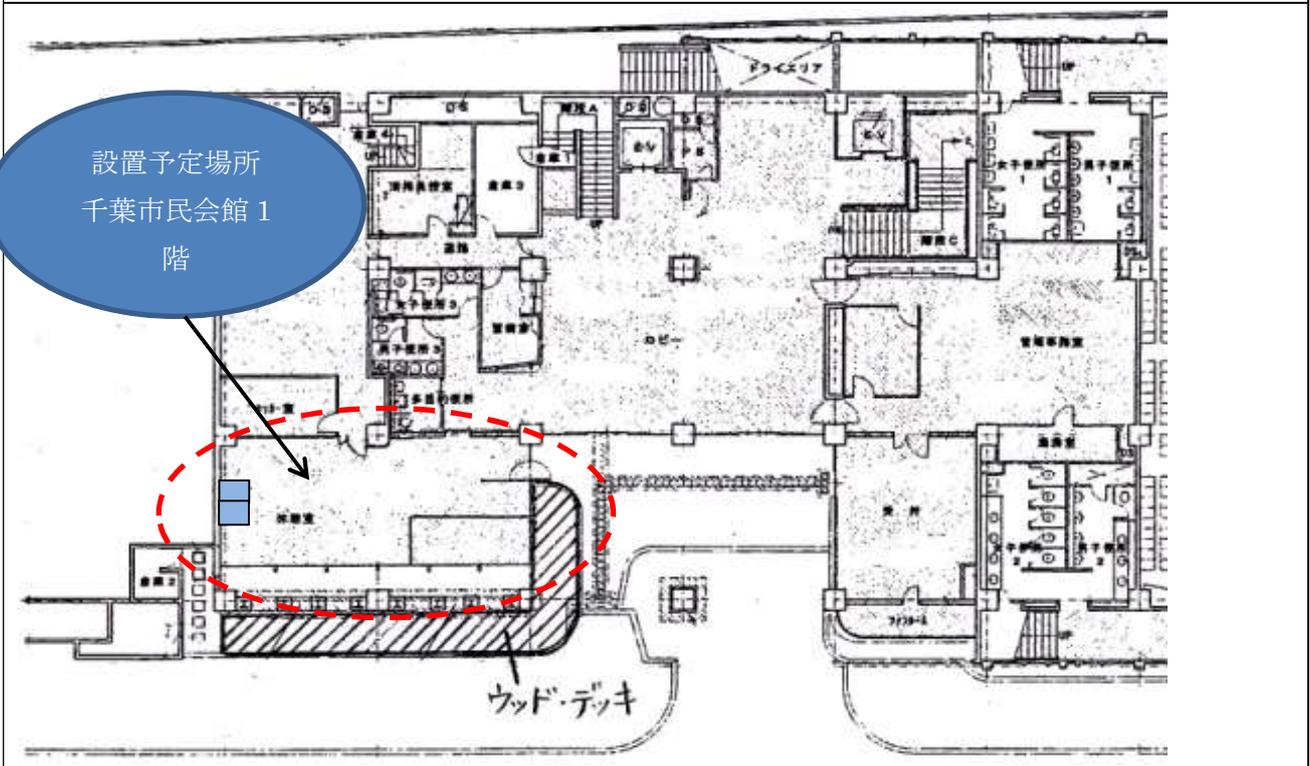
- (1) 法令の遵守
自動販売機設置販売、本入札及び契約にあたっては、この要項に定めるもののほか、地方自治法、千葉市契約規則、千葉市公有財産規則等の法令を遵守してください。
- (2) 契約期間中の中途解除
契約期間中、借入人の都合により契約を解除する場合、解除日から1年間は、本市が実施する自動販売機設置事業者の募集に関する入札には参加できなくなります。
- (3) 売上本数の報告
契約者は、毎年度末に、当該年度における各自販機の売上本数等を本市に報告することとします。（この売上本数は、次期公募において公表されます。）

【募集に関する問合せ先】

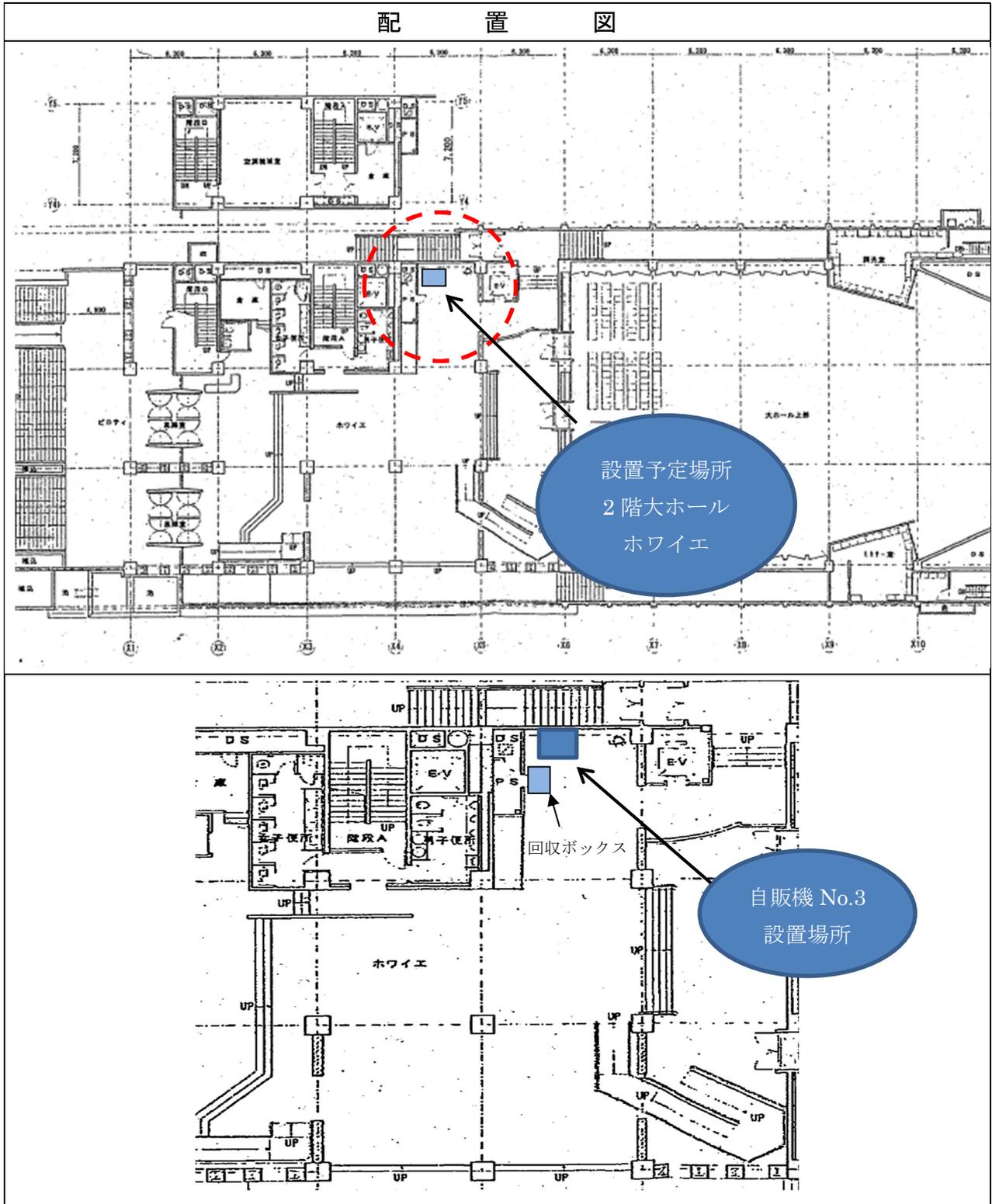
千葉市市民局生活文化スポーツ部文化振興課 管理班

| | | | |
|-------|--------------------|-----|-------------|
| 物件No. | 1 (自販機No.1 & No.2) | 所在地 | 千葉市中央区要町1-1 |
| 設置場所 | 千葉市民会館 1階 ラウンジ | | |

配 置 図

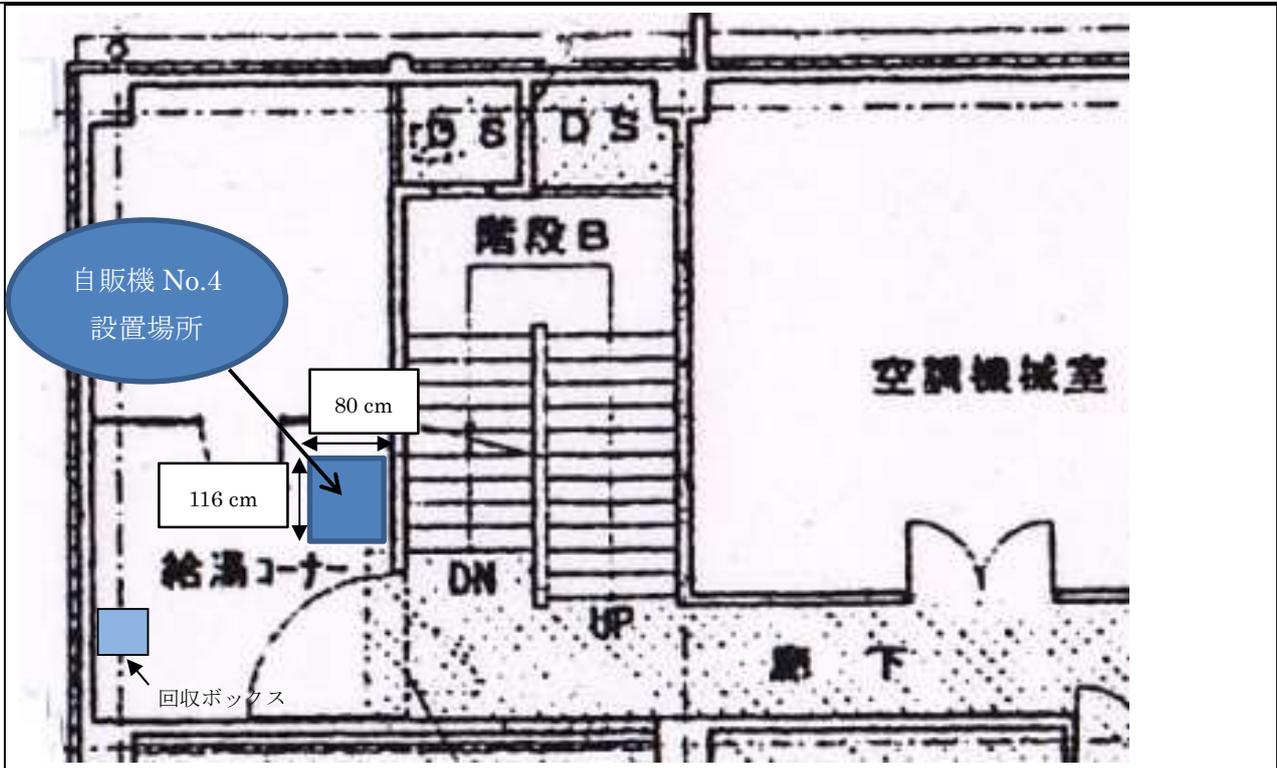
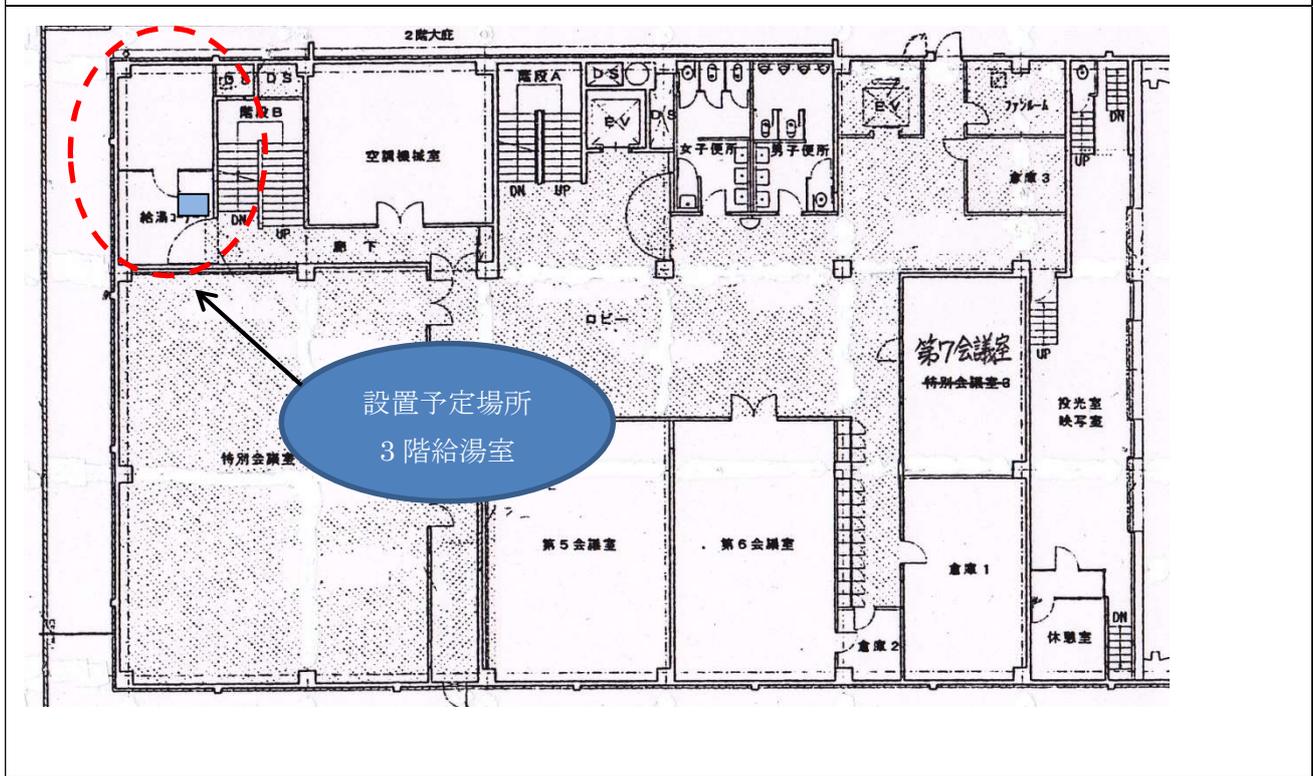


| | | | |
|-------|-------------------|-----|-------------|
| 物件No. | 1 (自販機No.3) | 所在地 | 千葉市中央区要町1-1 |
| 設置場所 | 千葉市民会館 2階大ホールホワイエ | | |

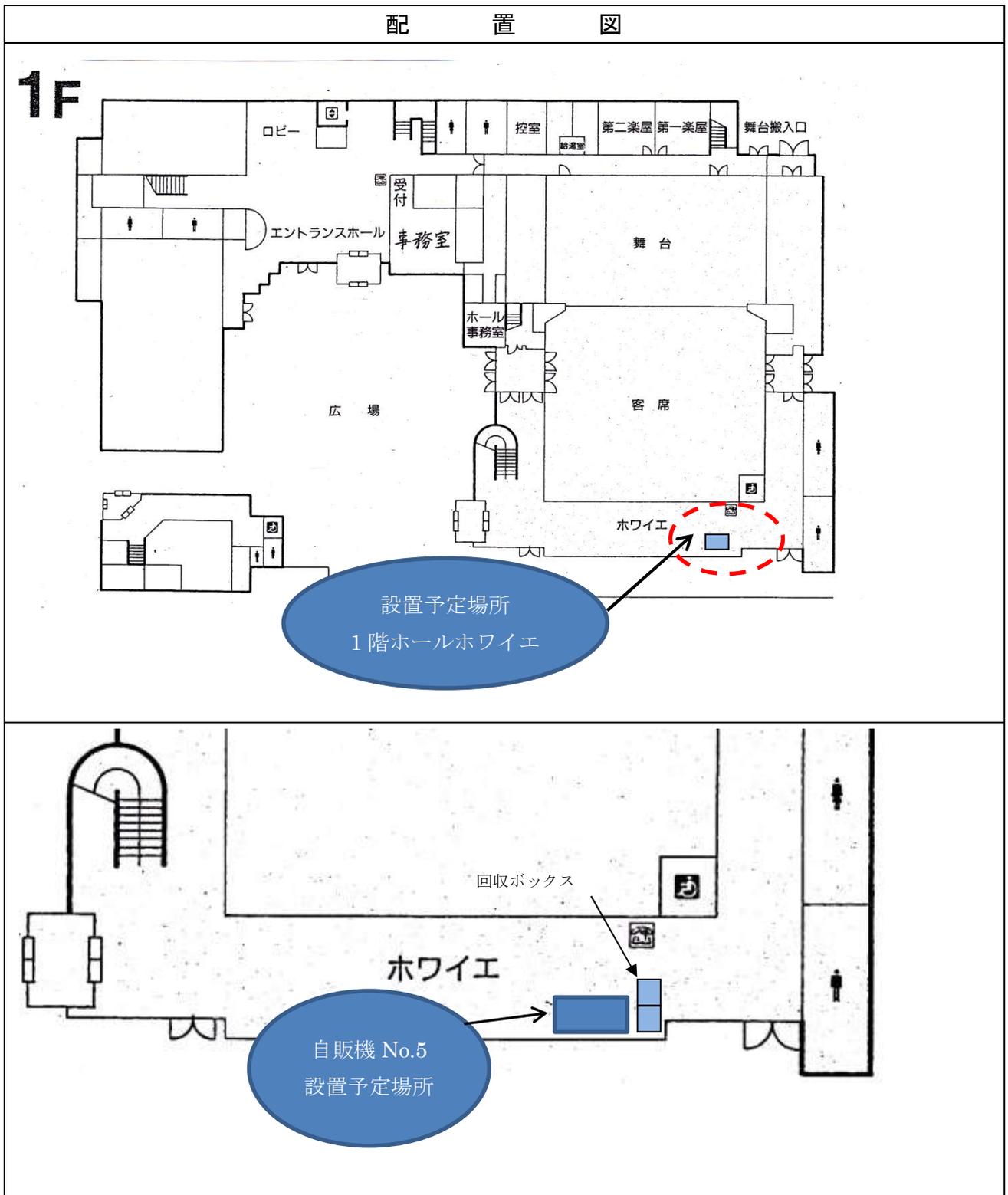


| | | | |
|-------|--------------|-----|-------------|
| 物件No. | 1 (自販機No.4) | 所在地 | 千葉市中央区要町1-1 |
| 設置場所 | 千葉市民会館 3階給湯室 | | |

配 置 図

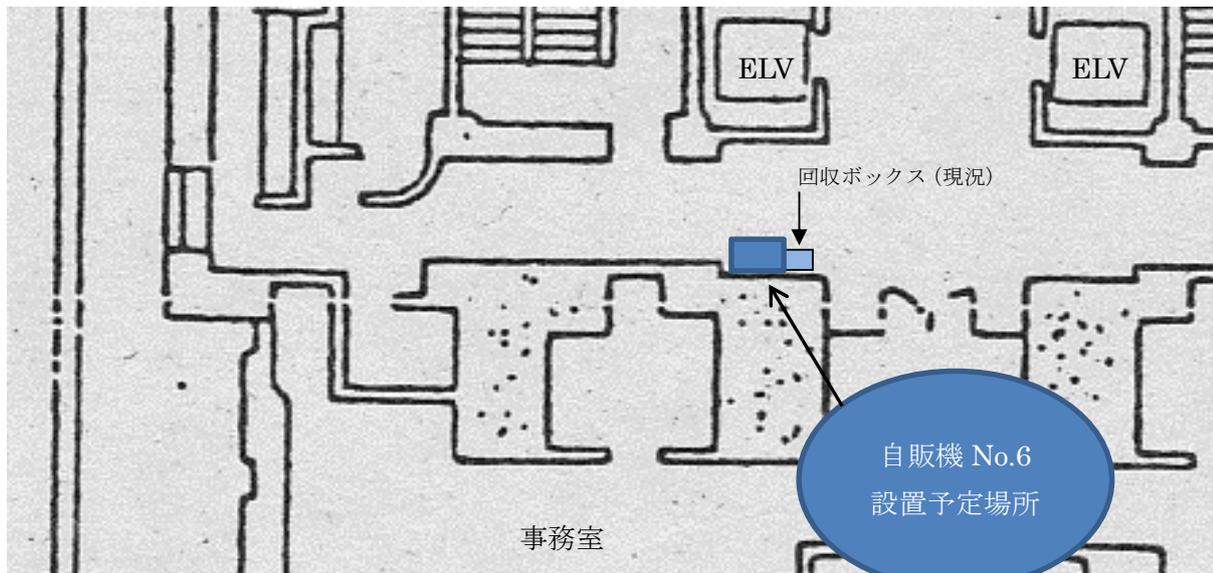
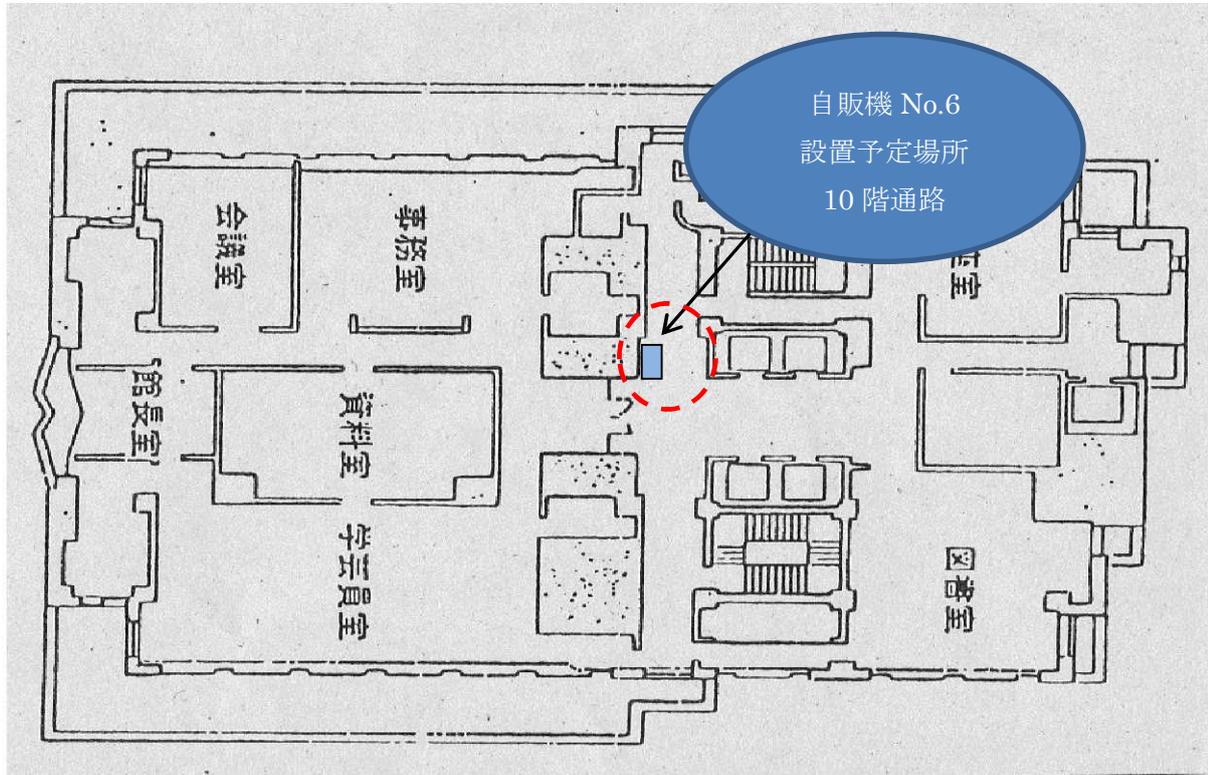


| | | | |
|-------|-----------------------|-----|------------------|
| 物件No. | 1 (自販機 No.5) | 所在地 | 千葉市若葉区千城台西 2-1-1 |
| 設置場所 | 千葉市若葉文化ホール 1階 ホールホワイエ | | |



| | | | |
|-------|---------------|-----|-----------------|
| 物件No. | 1 (自販機 No. 6) | 所在地 | 千葉市中央区中央 3-10-8 |
| 設置場所 | 千葉市美術館 10階通路 | | |

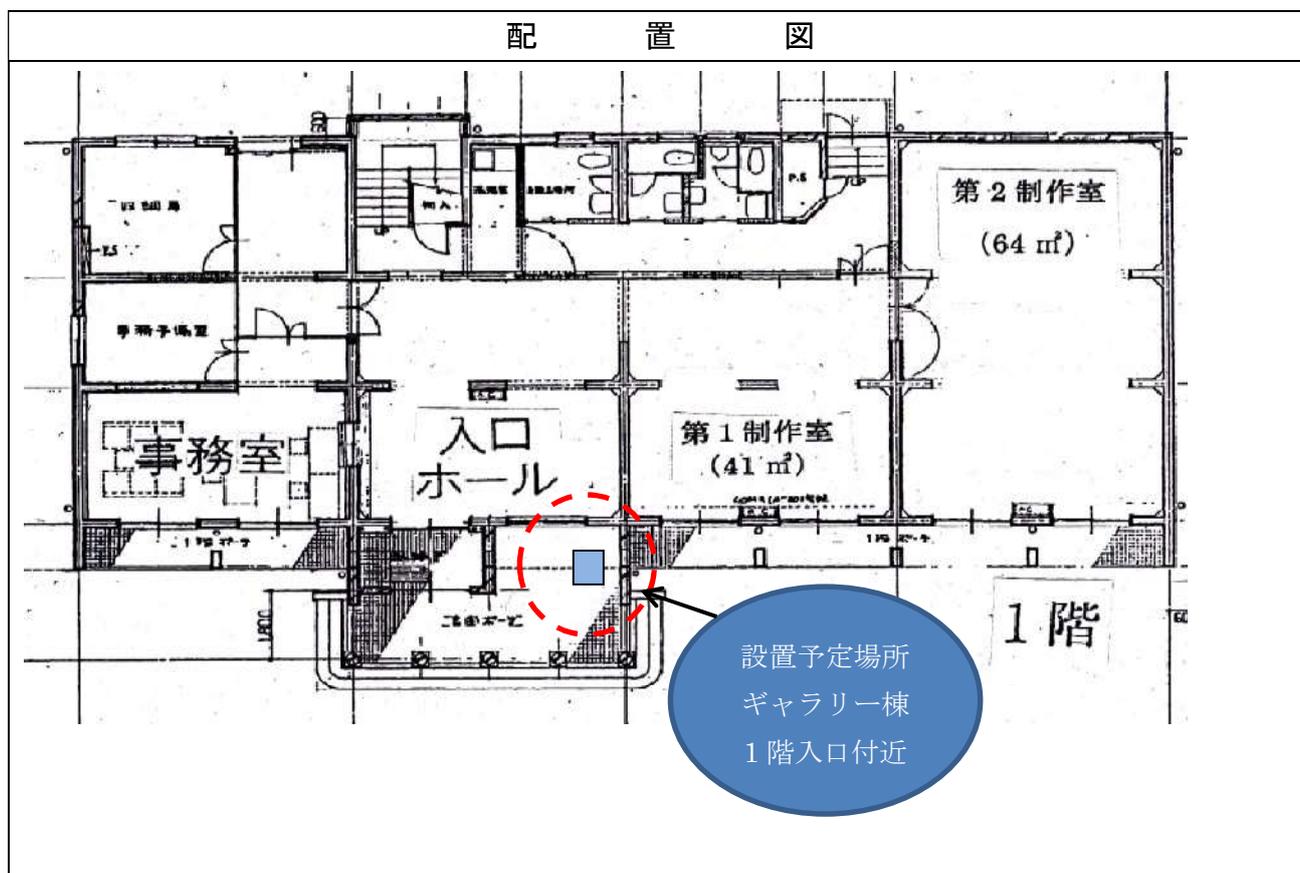
配 置 図



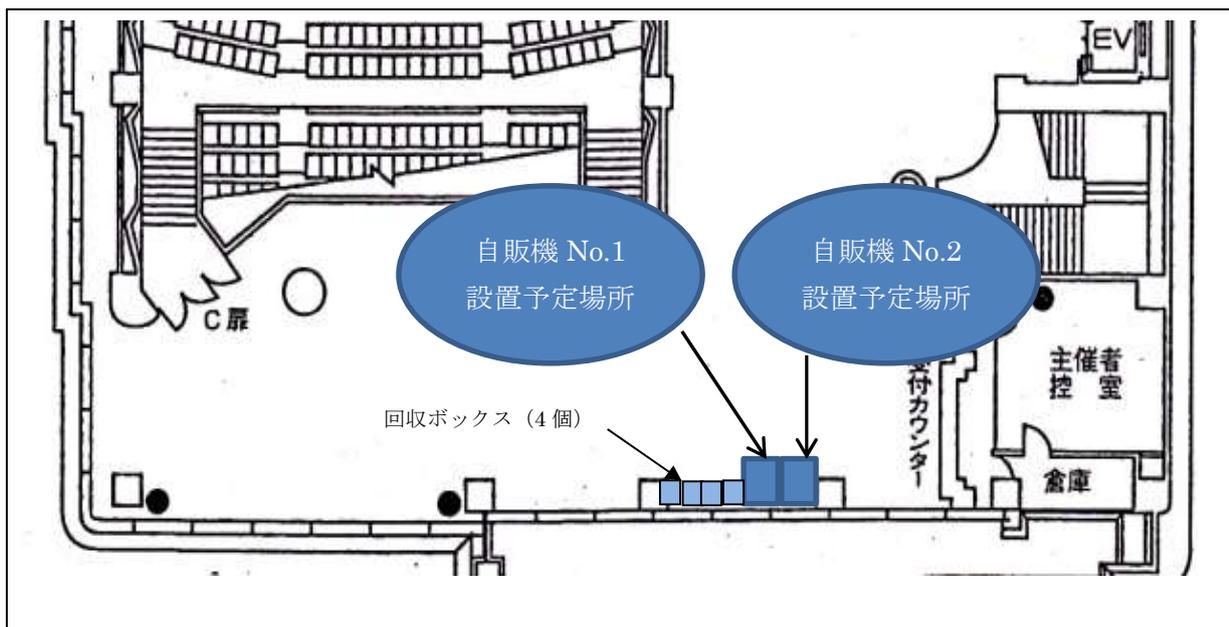
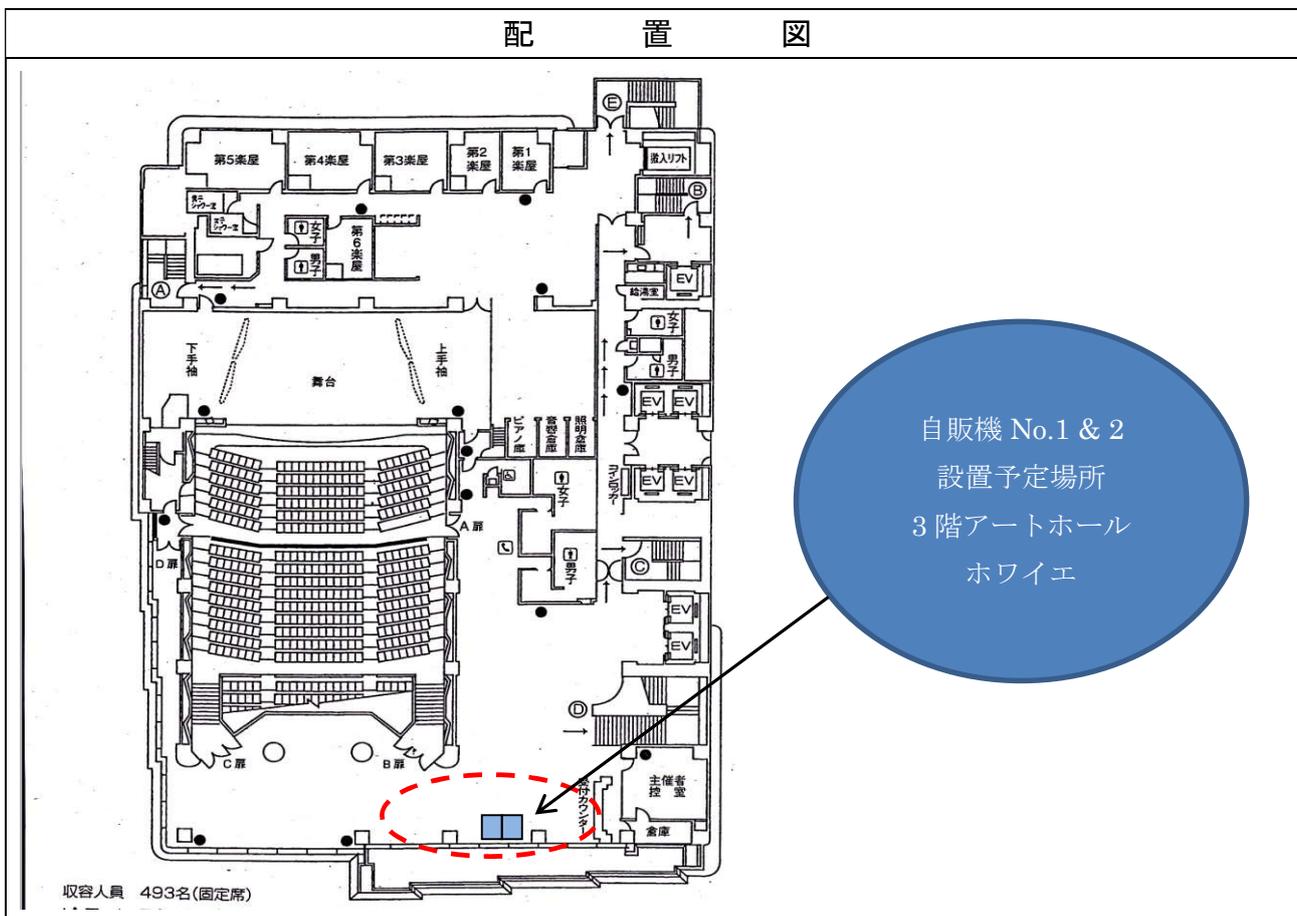
| | | | |
|----------|-----------------------------|-----|-----------------|
| 物件 No. 1 | 1 (自販機 No. 7) | 所在地 | 千葉市中央区中央 3-10-8 |
| 設置場所 | 千葉市美術館地下 2 階駐車場エレベーターホール入口脇 | | |



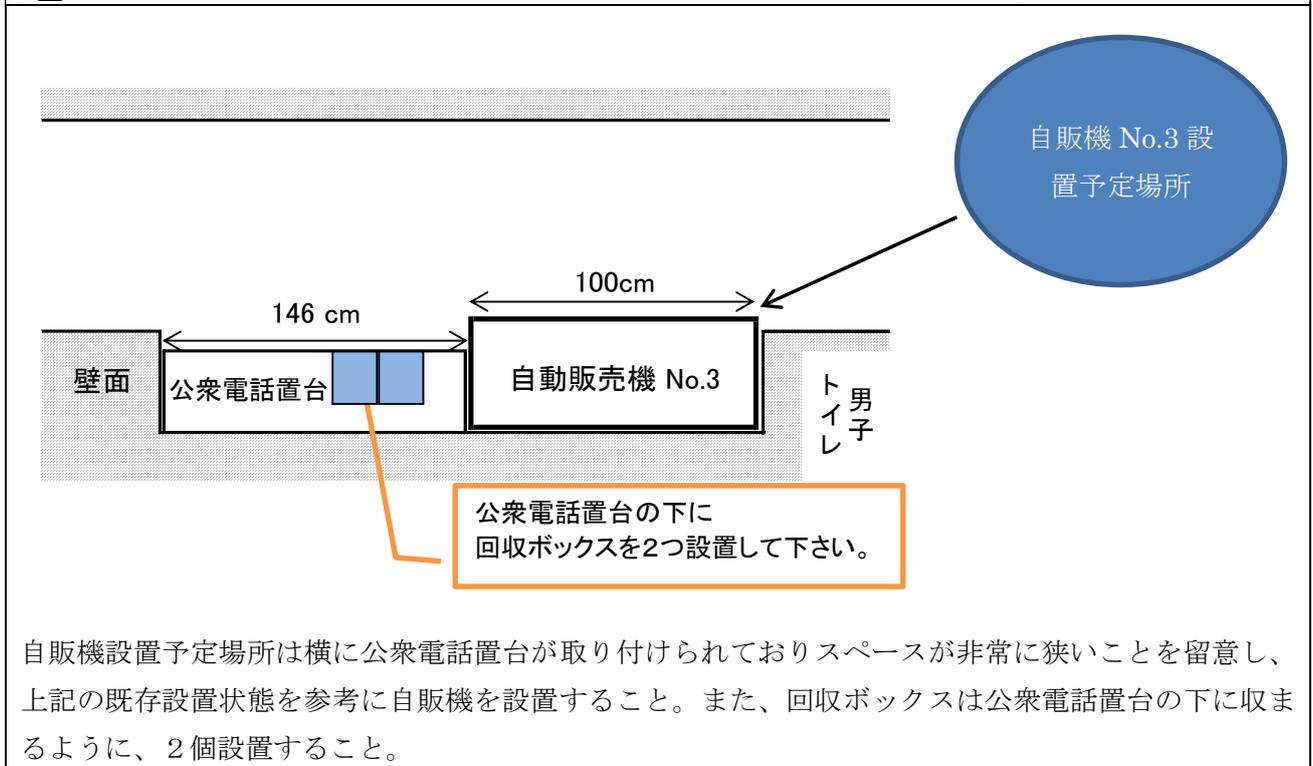
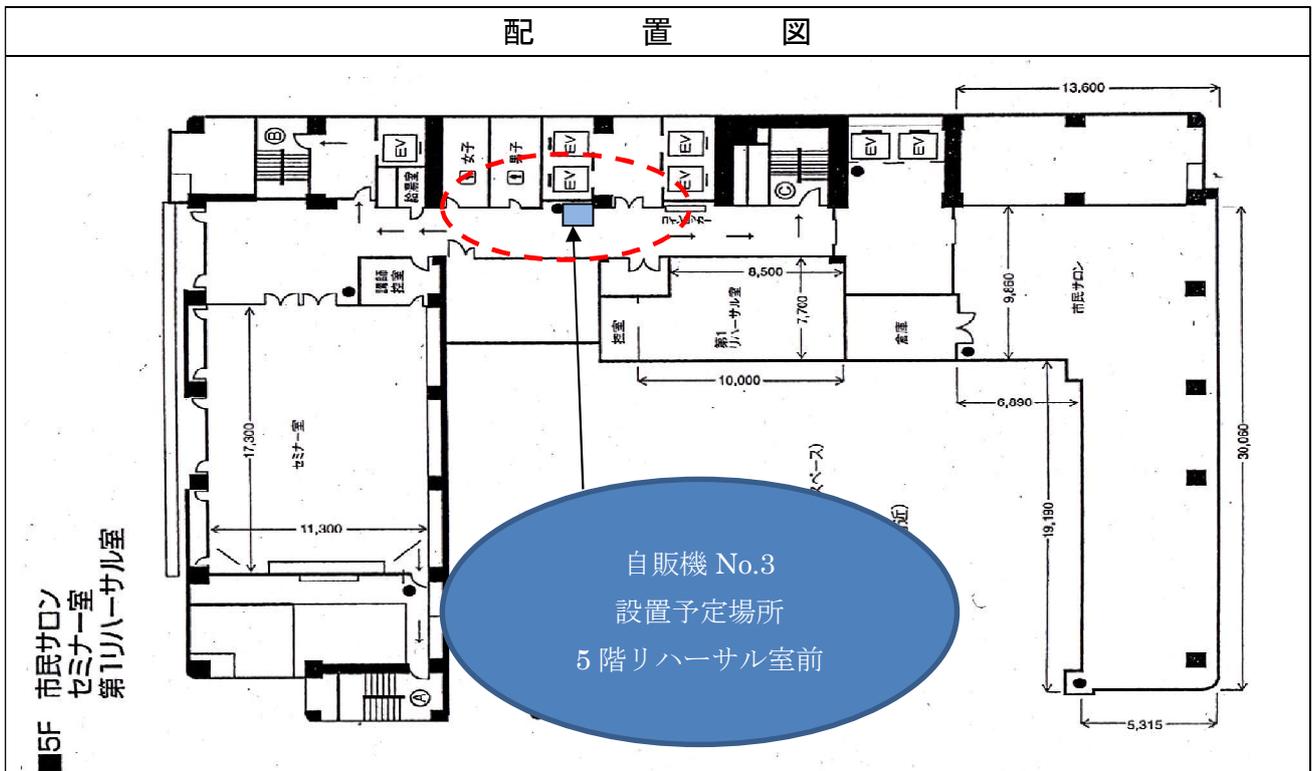
| | | | |
|-------|--------------------------|-----|-----------------|
| 物件No. | 1 (自販機No.8) | 所在地 | 千葉市稲毛区稲毛 1-8-35 |
| 設置場所 | 千葉市民ギャラリー・いなげ ギャラリー棟入口付近 | | |



| | | | |
|--------|------------------------|-----|----------------|
| 物件 No. | 2 (自販機 No. 1 & No. 2) | 所在地 | 千葉市中央区中央 2-5-1 |
| 設置場所 | 千葉市文化センター 3階アートホールホワイエ | | |



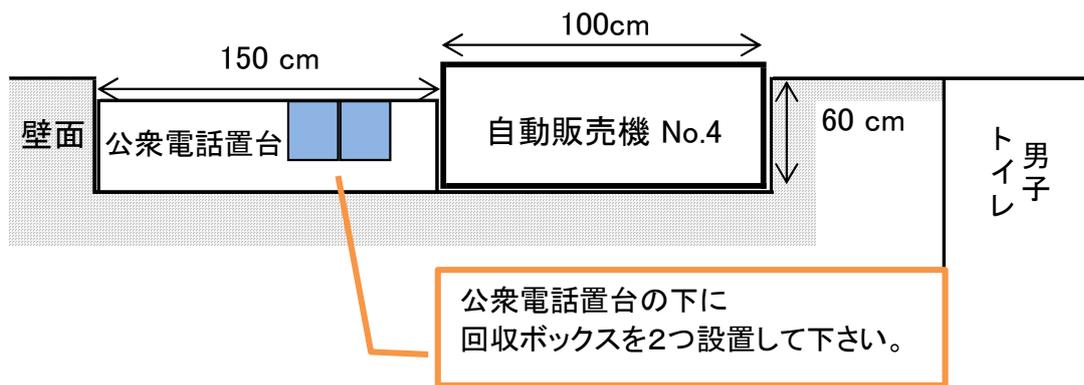
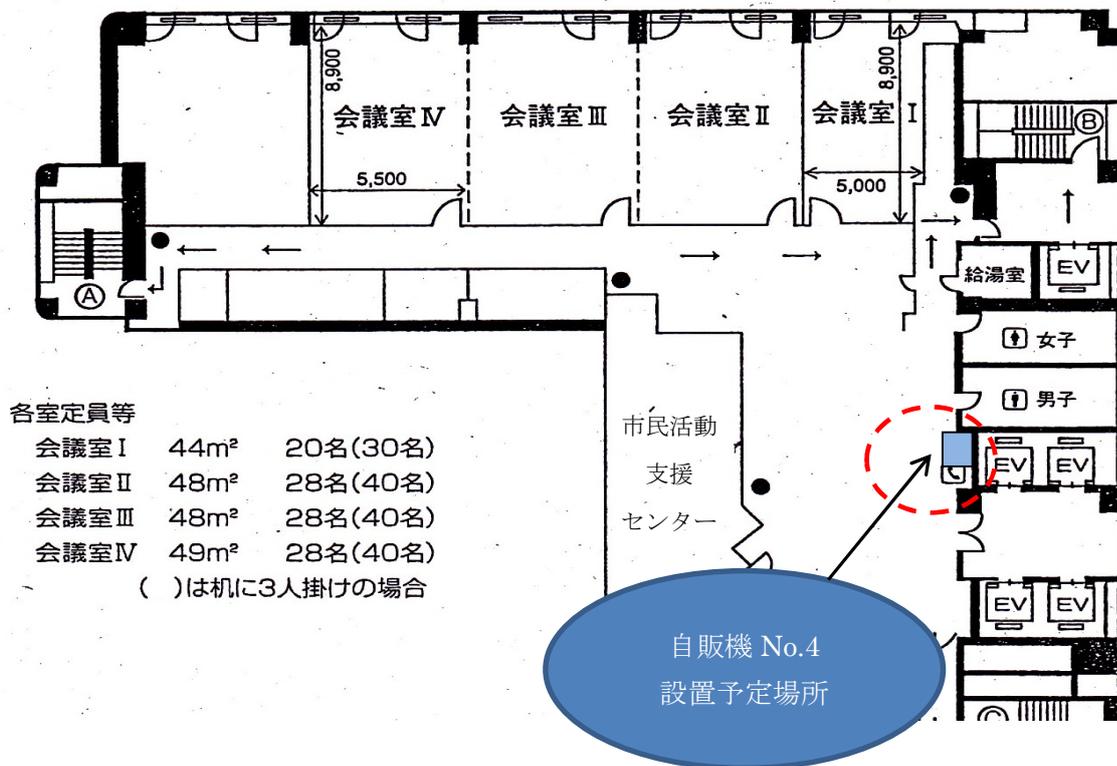
| | | | |
|-------|-----------------------|-----|----------------|
| 物件No. | 2 (自販機 No. 3) | 所在地 | 千葉市中央区中央 2-5-1 |
| 設置場所 | 千葉市文化センター 5階第1リハーサル室前 | | |



| | | | |
|-------|------------------------|-----|---------------|
| 物件No. | 2 (自販機 No. 4) | 所在地 | 千葉市中央区中央2-5-1 |
| 設置場所 | 千葉市文化センター 9階エレベーターホール前 | | |

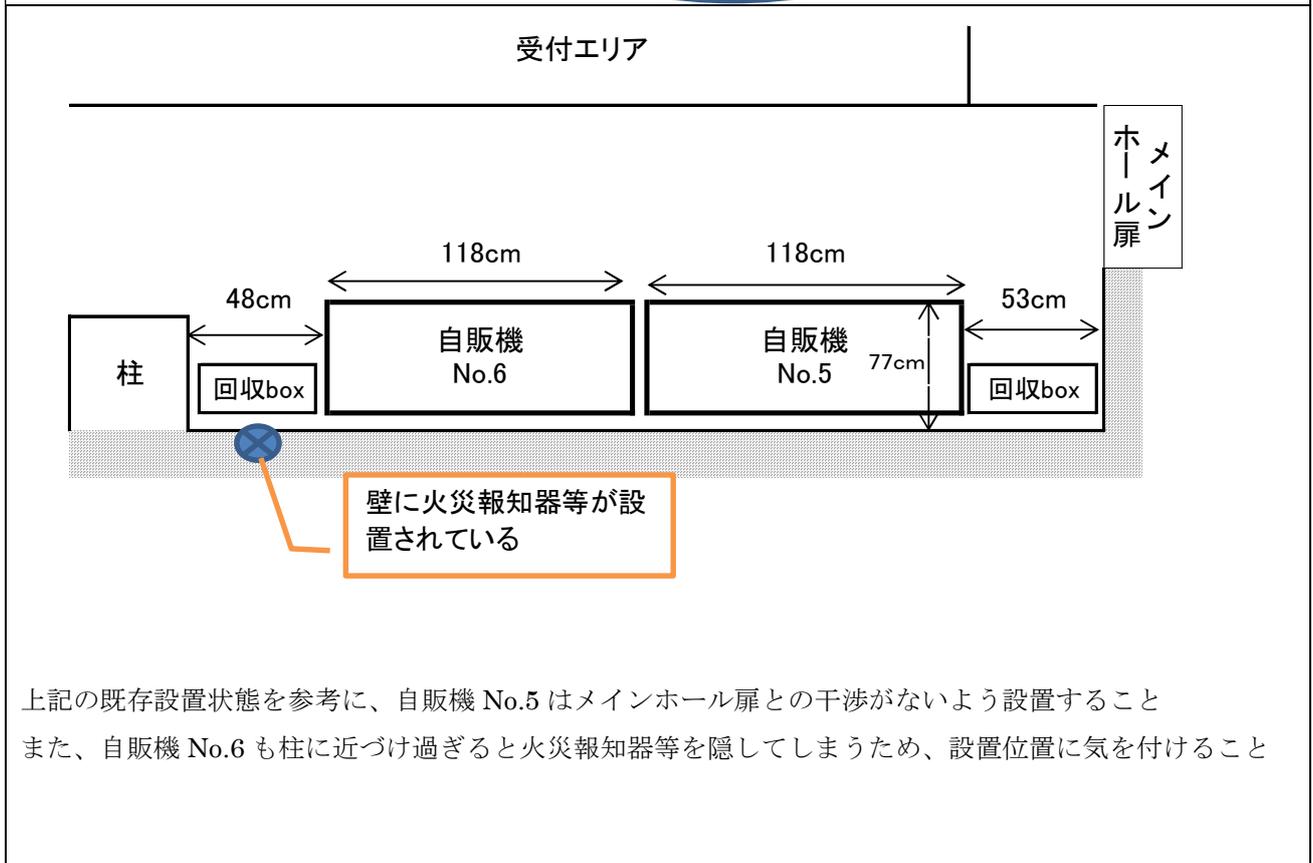
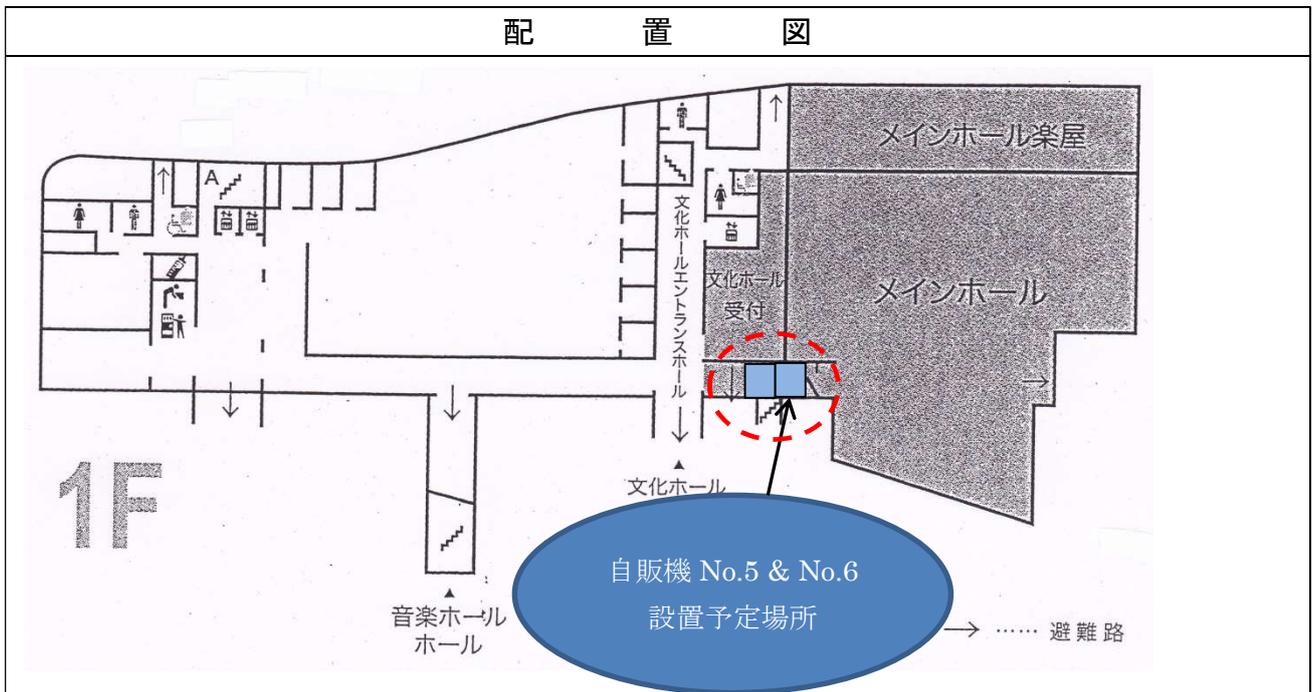
配 置 図

■9F 会議室I~IV

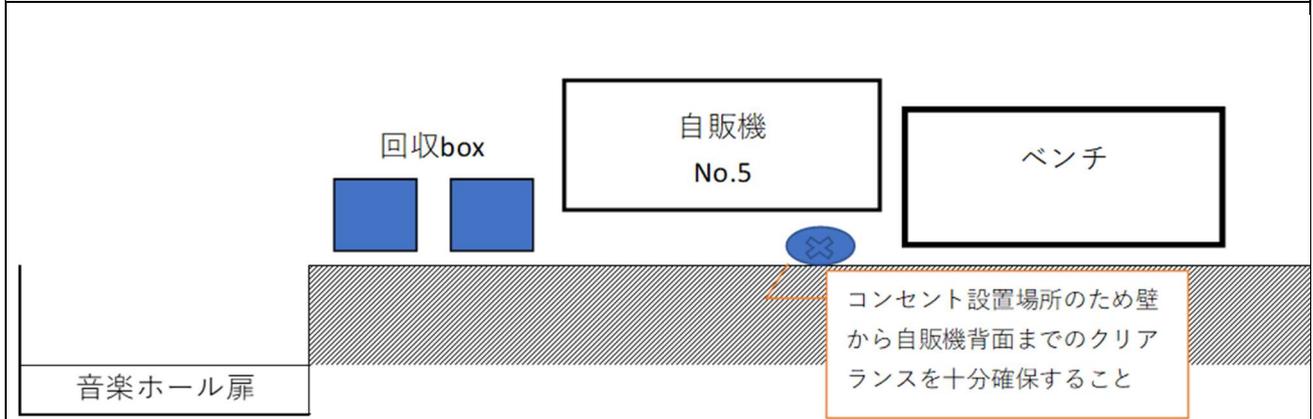
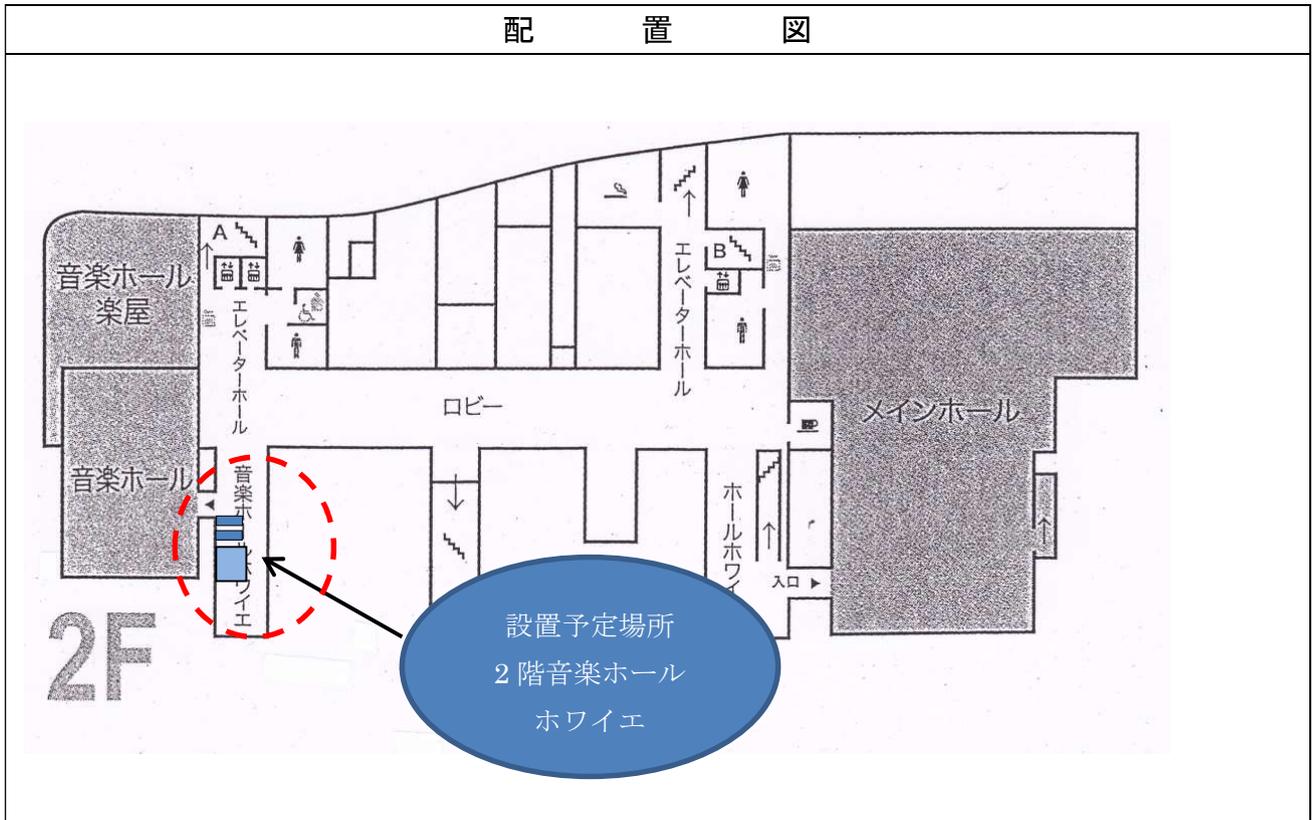


自販機設置予定場所は横に公衆電話置台が取り付けられておりスペースが非常に狭いことを留意し、上記の図面を参考に自販機を設置すること。また、回収ボックスは公衆電話置台の下に収まるように、2個設置すること。

| | | | |
|-------|-------------------------|-----|-----------------|
| 物件No. | 2 (自販機 No. 5 & No. 6) | 所在地 | 千葉県美浜区真砂 5-15-2 |
| 設置場所 | 千葉県美浜文化ホール 1階メインホールホワイエ | | |



| | | | |
|-------|------------------------|-----|------------------|
| 物件No. | 2 (自販機 No. 7) | 所在地 | 千葉市美浜区真砂 5-1 5-2 |
| 設置場所 | 千葉市美浜文化ホール 2階音楽ホールホワイエ | | |



上記を参考に、自販機 No.5 はコンセント差込口利用の妨げとならぬよう、自販機背面と壁面とのクリアランスを十分確保すること。子供が挟まる危険性があると市が判断した場合は、プラスチックカバー等で侵入防止措置を講じること。